

浜の活力再生プラン
(第 2 期)

1 地域水産業再生委員会

組織名	志摩地域水産業再生委員会 ID1118017
代表者名	会長 田邊 善郎

再生委員会の構成員	三重外湾漁業協同組合、志摩市、海女振興協議会
オブザーバー	三重県

対象となる地域の範囲及び 漁業の種類	<p>【対象となる地域の範囲】 志摩市（三重外湾漁業協同組合志摩支所管内）</p> <p>【漁業の種類】 海女漁業（172 人）、中型まき網漁業（1 経営体）、大型定置網漁業（4 経営体）、小型定置網漁業（7 経営体）、刺し網漁業（127 経営体）、一本釣り漁業（97 経営体）、延縄漁業（27 経営体）、藻類養殖業（176 経営体）、貝類養殖業（4 経営体）</p> <p>※平成 31 年 3 月時点の正組合員数（漁業種類による重複無し・主とする漁業種類を記載）</p>
-----------------------	---

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>志摩地域の外海域では、イセエビ、トラフグ、アワビをはじめとした豊かな水産資源を対象とした、一本釣り、刺し網、定置網、まき網、延縄、海女漁業等の沿岸漁業が、内湾である英虞湾や的矢湾では、アオノリ（ヒトエグサ）、真珠、カキ等の養殖業が営まれている。平成 30 年の代表的な魚種別の生産量は、アワビ類 34t、イセエビ 124t、トラフグ 13t、ブリ類 1,381t、サバ類 1,233t、アオノリ 243t、となっており、アオノリ養殖については、全国生産量の 4 割を占めている。しかし、漁獲量や魚価の低迷により、漁業生産は、平成 19 年の 51 億円（10,623t）をピークに、平成 30 年には 37 億円（5,741t）にまで減少している。また、平成 30 年の漁業経営体数は 799 経営体となっており、漁業者の高齢化及び後継者不足が課題となっている。</p> <p>三重外湾漁業協同組合は、三重県、志摩市、企業等と連携し、小学生を対象とした漁業体験教室の開催等、水産業に係る学習機会の拡大に努めるほか、観光業等との異業種間連携によるイセエビ刺し網オーナー制度事業を実施する等、後継者確保及び所得向上を図る取組を推進している。</p> <p>また、志摩市では、販売力を強化するとともに、情報発信による観光客等の誘致を促進し、地</p>

域経済の活性化を図ることを目的に、優れた地域資源を「志摩ブランド」として認定しており、水産物に関しては、アカモク等の海藻を使った加工品、カキやアコヤガイ貝柱を使った商品等、計 11 商品が認定されている。

(2) その他の関連する現状等

海女漁業の振興による地域活性化を図るため、平成 24 年に県内で「海女振興協議会」が設立されるとともに、平成 25 年には文化財保護団体として「海女保存会」が全国組織として設立され、海女文化の振興・保存に関する取組が行われるようになった。こうした中、平成 26 年に「鳥羽・志摩の海女による伝統的素潜り漁技術」が県の無形民俗文化財に、平成 29 年に「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が国の重要無形民俗文化財に指定された。また、平成 29 年には「鳥羽・志摩地域の海女漁業と真珠養殖業」が日本農業遺産に、令和元年には「海女（Ama）に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち」が日本遺産に認定されるなど、地域の水産業への注目が高まっている。

志摩地域では、平成 25 年の伊勢神宮式年遷宮を契機として宿泊客が増加するとともに、平成 28 年には志摩市で「伊勢志摩サミット」が開催されたことから、地元水産物を発信する絶好の機会を得ている。

3 活性化の取組方針

(1) 前期の浜の活力再生プランにかかる成果及び課題等

【漁業収入向上のための取組】

I 水産資源の維持・増大による収入向上

- 1 栽培漁業の実施については、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流により、資源の維持・増大を図った。また、安乗地区ではクルマエビの標識夜間放流試験を実施するなど、効果的な放流方法の検討に取り組んだ。さらに、小型イセエビの再放流を継続するとともに、和具地区においてはイセエビ刺し網漁業の共同操業による乱獲防止と価格安定化に取り組み、100 トン前後の安定した漁獲量が維持されている。これらの取組について、経営の安定化に寄与したと評価され、今後も継続する必要がある。
- 2 資源管理の実施については、資源管理計画の未策定地域であった甲賀地区において、刺し網（いせえび漁業）の計画を策定した。策定した資源管理計画を遵守するとともに、定置網・中型まき網については、太平洋クロマグロの資源管理措置に取り組んだ。また、トラフグについては、愛知県及び静岡県と締結した、ふぐ延縄の操業期間、休漁期間の設定、使用漁具の制限等に係る三県協定を遵守した。これらの取組について、経営の安定化に寄与したと評価され、今後も引き続き、資源管理計画及び自主的な漁業種類間協議に基づく調整事項を遵守するとともに、未策定地域での資源管理計画の策定に取り組む必要がある。
- 3 漁場環境の改善については、食害生物の除去、藻場の清掃、海岸漂流・漂着物の処理を実

施するとともに、藻類養殖業の漁場改善計画への参加を促進した。継続して食害生物の除去を行った地区では、食害生物が減少している傾向があるほか、藻場の岩盤清掃をした地点では、海藻の着床が顕著にみられた。また、英虞湾漁場改善計画へのアオノリ養殖業者の新規参加があり、8地区において適正養殖可能数量が設定された。これらの取組について、漁場の環境改善に寄与したと評価され、今後も引き続き、藻場再生のための食害生物の除去及び漁場清掃等の漁場環境の改善に取り組む必要がある。

II 地元水産物の品質の維持・向上

- 1 水産関連施設の機能再編・整備については、三重外湾漁業協同組合への県内3漁協の吸収合併等の影響により、市場統合及び製氷施設の整備について再考する必要があることから、具体的な検討は進んでいない。今後、検討する必要がある。また、1台所有する活魚運搬車については、海水搬送の手段として1~2回/月の頻度で使用し、その維持に取り組んだ。
- 2 漁業の共同化・協業化については、和具地区において、イセエビ刺し網漁業で共同操業を実施したほか、一本釣りでの船の共有による燃油費の節減により、経営の安定化を図った。今後も引き続き、共同化・協業化を推進する必要がある。また、アオノリ養殖に係る共同加工施設の整備については、生産者間の品質の差や、共同利用により生じる不便性等の課題があり、具体的な議論には至っていないため、今後、整備に向けた検討を進める必要がある。
- 3 低利用資源であるアカモクについて、資源に配慮して漁獲するとともに、加工業者2社に販売した。加工業者への需要量アンケート調査の結果では、安定した需要があることが分かった。また、試験操業に参加する地区も増加しており、水揚量は安定している。アカモク資源の有効利用により、漁業収入の向上に寄与していると評価され、今後も引き続き、持続的に漁獲するとともに、漁獲地区の拡大を目指す必要がある。
- 4 海藻類の品質向上のため、漁業者に対し、道具の置き場所を徹底すること、網色を混入しても分かりやすい赤色等にすること、衛生的な服装で作業すること等をポスター等で周知するとともに、クレームがあった場合は再度注意喚起を行った。これらの取組により、大きな異物混入は大幅に減少したと評価された。しかし、糸くずや貝類等の生物の混入は多少発生しているため、今後も引き続き、注意喚起の徹底に取り組む必要がある。

III 情報発信等による地元水産物の消費拡大

- 1 地元水産物のPRについては、漁業者及び関連団体が、伊勢神宮への奉納等の知名度を活かした情報発信を行った。また、志摩市で漁獲される未利用魚・多獲性低価格魚を活用するため、三重県立水産高等学校の生徒が食品会社等と連携し、地元水産物を活用した缶詰・レトルトパウチ等を試作して商品販売した。漁業者及び漁協は水産物を供給するとともに、イベント等での対面販売において、魚の美味しい食べ方等のPRを実施した。さらに、和具地区においては、地元民宿・旅館との異業種間連携による「伊勢海老刺し網オーナーイベント」を開催した。これらの取組により、地元水産物の有効利用及び認知度向上・PRにつながっ

たと評価され、今後も引き続き、地元水産物の PR 及び漁観連携の推進に取り組む必要がある。

- 2 移動販売車の整備については、ニーズ及び漁協職員確保等の観点から、増車の検討はなされなかった。また、直販店の整備については、顧客確保の面から、志摩地域だけでなく三重外湾漁業協同組合全体の課題として、検討していく必要がある。

IV 漁業を担う人づくりと地域づくり

- 1 知識・技術の習得については、県内外の漁業者が集う交流会・研修会に参加し、藻類養殖業における食害対策や海女漁獲物に加工方法について意見交換を行うなど、新たな知識・技術の習得につながった。今後も引き続き、研修会等を通じた後継者の確保・育成に取り組む必要がある。
- 2 志摩市の学校給食では、月 1 回の頻度で「志摩のふるさと給食」の日を設定し、献立に地場産物を取り入れている。また、「志摩のふるさと給食」等の実施日に合わせて、年数回、生産者と生徒との交流会も実施している。これらの取組について、食材を通じた地元の産業や食材そのものへの理解を深めるきっかけとなっていると評価され、今後も引き続き、学校給食用食材への地元水産物の利用を推進する必要がある。
- 3 安乗ふぐ協議会が、安乗保育所及び志摩市と連携し、園児によるトラフグ稚魚の放流を行った。また、三重外湾漁業協同組合和具青壮年部が、「伊勢海老刺し網オーナーイベント」や小学生を対象とした漁業体験教室を開催した。これらの取組により、園児・学生・観光客等に対して地元水産物に触れ、地元で行われている資源管理について知る機会を創出することができ、地域活性化に寄与したと評価された。今後も引き続き、漁業者団体による地域活動や教育・啓発活動の促進及び外部視察や社会学習の受け入れに取り組む必要がある。
- 4 水福連携については、志摩市社会福祉協議会にカキ養殖の付着物除去やカゴの修繕及びアオサの選別作業等について委託するとともに、鮮魚の移動販売等について連携した。これらの取組について、障がい者の新たな就労の場づくりや水産業の新たな担い手の確保に寄与したと評価され、今後も引き続き、水福連携の取組を推進する必要がある。

V 海女漁業の振興

1 海女の漁獲物の高付加価値化による収入向上

海女漁獲物を「海女もん」としてブランド化し、商標登録を行うとともに、シール等の販促グッズを作成した。また、海女に対して、漁獲物の加工方法等の研修会を開催することで、「海女もん」商品の品質向上を図った。さらに、県内外で開催された料理教室等のイベントにおいて「海女もん」商品の PR を行い、消費拡大と地域への集客・交流を促進した。これらの取組により、県内 4 ヶ所で販売している「海女もん」商品の販売数及び販売実績は増加し、海女の収入向上に寄与したと評価され、今後も引き続き、観光客等への販売拡大を図る必要がある。

一方で、「海女もん」取組海女人数が減少しているが、これは、食品衛生法改正による影響によるものと推察される。今後、取組海女人数を増加させるためには、研修会等の開催により、正しい知識と手続き方法についての理解を促す必要がある。

2 アワビ等資源の増産による収入向上

アワビ類資源の維持・増大を図るため、県水産研究所が作成した「アワビ種苗放流マニュアル」に基づいた種苗放流を実施した。アワビについては、放流効果を高めるため、波切地区、御座地区及び安乗地区において、漁業者自ら海域での中間育成を行ったほか、県水産研究所の実施したコンクリート板造成漁場への放流試験に協力した。これらの取組により、回収率及び漁業者の資源管理意識の向上に寄与したと評価された。

ナマコについては、継続的に種苗放流を実施しているが、標識放流の方法がないため、放流効果調査が行えていない状況である。

藻場造成や投石による増殖場造成については、造成漁場のダイバーによる海藻・有用資源・海底地形等の潜水調査を実施しており、築磯上に海藻の着床や有用生物が見られるなど、一定の効果が確認されている。

しかし、依然としてアワビ類等の漁獲量は低迷状態にある。アワビ類については放流種苗の混入率が高い地区もあるため、種苗放流が資源維持（底支え）に貢献していると評価されるが、磯焼けが北上傾向にあるなど環境悪化が深刻である。今後は、放流効果の高い種苗放流の継続及び取組地区の拡大を図るとともに、環境調査及び放流適地調査や藻場造成に力を入れる必要がある。また、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査やアラメ・カジメ類の造成について検討する必要がある。

3 海女文化の情報発信による漁獲物の付加価値向上の取組

海女小屋体験施設「さとうみ庵」を活用することで、海女との交流やアワビ等の提供による漁獲物の付加価値向上及び都市部との交流が図られた。また、観光業者と連携し、海女と一緒に潜る体験プランの実施や、体験授業の受け入れを行った。これらの取組により、海女文化の発信及び海女の収入向上に寄与したと評価された。さらに、県内外の観光 PR に海女が協力することで、観光客の海女文化への興味・関心の向上に寄与するとともに、「海女もん」商品の販売拡大につながったと評価された。今後も引き続き、漁観連携を推進することで、海女の収入向上を図るとともに、賑わいのある漁村づくりに取り組む必要がある。また、令和元年には、「海女（Am a）に出逢えるまち 鳥羽・志摩～素潜り漁に生きる女性たち」として日本遺産に認定されたことから、今後、日本遺産「海女」ガイドの養成や、海女に関する古文書の調査等を行い、海女文化としての情報発信に取り組む必要がある。

【漁業コスト削減のための取組】

VI 漁業コスト削減のための取組

- 1 定期的な船底清掃や減速航行の推進により、燃油使用量を削減するとともに、省力・省エネ機器等の導入によりコストの削減及び省力化に取り組んだ。今後も取組を継続する必要がある。
- 2 漁業経営セーフティネット構築事業への加入促進を行ったことで、加入者数が増加した。燃油高騰による漁業経営の圧迫・悪化に備えることができたと評価され、今後も引き続き、加入促進を図る必要がある。

(2) 今期の浜の活力再生プランの基本方針

1 効果的な種苗放流の推進

漁業者及び漁協は、水産資源の維持・増大による収入向上を図るため、県や市等と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流を行う。また、クルマエビの夜間放流、小型イセエビの再放流、アワビ種苗の中間育成等の放流効果を高める取組を推進する。

2 資源管理型漁業の推進

漁業者は、海女漁業、刺し網漁業、定置網漁業、中型まき網漁業で策定した資源管理計画に基づき、漁獲物規制、操業区域規制、定期休漁等の資源管理を実施するとともに、自主的な漁業管理の推進に取り組む。また、県水産研究所が実施する資源評価に対して協力する。

3 漁場環境の改善

漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成、築磯造成、魚礁設置、干潟保全等に積極的に協力するとともに、藻場再生のための食害生物の除去や漁場清掃等に取り組むことで、漁場環境の改善を推進する。また、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査を検討するとともに、採藻の漁業管理への活用を推進する。

4 漁獲物の品質向上及び未利用・低利用資源の活用

漁業者及び漁協は、アカモク等の持続的な活用に取り組むとともに、カジメ等の未利用・低利用藻類やウニ等の食害生物の活用方法について検討する。また、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。

5 漁獲物の高付加価値化及び 6 次産業化の推進

漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランドである「海女もん」の販売拡大による海女の収入向上を図るため、海女自身による漁獲物の加工等の 6 次産業化を推進する。また、地元水産物の高付加価値化を推進する。

6 地元水産物の消費拡大及び魚食普及

漁業者及び漁協は、地元水産物の消費拡大を図るため、伊勢神宮への奉納、伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物のPRに取り組む。また、学校給食への地元水産物の活用を促進するとともに、生産者と生徒との交流会を実施するなど、魚食普及の推進に取り組む。

7 漁観連携の推進

漁業者及び漁協、志摩市は、地元民宿・旅館との異業種間連携による「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施、日本遺産「海女」ガイドの養成等、観光業と連携した取組を推進する。

8 漁業を担う人づくり・地域づくり

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化のため、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組むとともに、漁業体験授業の受け入れ等、地域活動や教育・啓発活動の促進及び外部視察や社会学習の積極的な受け入れを行う。また、障がい者の新たな就労の場づくりや、地域全体で漁業を支える仕組みづくりのため、漁船漁業の漁具整備やアオリ養殖及びカキ養殖の付着物除去等、福祉作業所への作業委託等の推進に取り組む。

9 水産関連施設の機能再編・整備

漁協は、三重外湾漁業協同組合安乗地方卸売市場、波切地方卸売市場、和具地方卸売市場を流通拠点とする地域内の地方卸売市場及び製氷施設等の水産関連施設の機能再編・整備について検討するとともに、共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。

10 漁業コスト削減の取組

漁業者は、操業コスト削減のため、船底清掃及び減速航行に努めるとともに、省力・省エネルギー等の導入等に取り組む。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

三重県漁業調整規則等の漁業関係法令

三重県伊勢湾口海域及び熊野灘海域における中型まき網漁業の資源管理計画

伊勢湾口・熊野灘海域における定置網漁業の資源管理計画

安乗地区における定置網漁業の資源管理計画

波切地区における定置網漁業の資源管理計画

和具地区地先海域における定置網漁業の資源管理計画

御座地区地先海域における定置網漁業の資源管理計画

和具地区地先海域における刺し網漁業（いせえび漁業）の資源管理計画

甲賀地区地先海域における刺し網漁業（いせえび漁業）の資源管理計画

志島地区地先海域における海女漁業（アワビ漁業）の資源管理計画
英虞湾養殖漁場利用計画
的矢湾養殖漁場利用計画

(4) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（令和2年度）基準年より漁業所得1.7%向上

漁業収入向上のための取組	<p>1 効果的な種苗放流の推進</p> <p>(1) 種苗放流及び小型魚の再放流</p> <p>漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流及び小型魚の再放流に継続的に取り組む。</p> <p>(2) 放流効果を高める取組</p> <p>漁業者及び漁協は、県水産研究所が作成した「アワビ種苗放流マニュアル」の活用を徹底するとともに、漁業者自らがアワビ種苗の中間育成を行うことで、放流効果の向上に努める。また、県が設置したコンクリート板造成漁場におけるアワビ種苗放流試験に協力する。</p> <p>安乗地区において、漁業者及び漁協は、県や市と連携し、クルマエビの夜間放流に継続的に取り組む。</p> <p>2 資源管理型漁業の推進</p> <p>(1) 資源管理型漁業の推進</p> <p>漁業者及び漁協は、三重県資源管理指針に基づき策定した海女漁業、刺し網漁業、定置網漁業、中型まき網漁業の資源管理計画（漁獲物規制、操業区域規制、定期休漁等）を遵守するとともに、未策定地域での計画策定に取り組むほか、自主的な漁業種類間協議に基づく調整事項を遵守し、操業ルールの徹底を推進する。また、県水産研究所が実施する資源評価に対して協力する。</p> <p>(2) 自主的な漁業管理の推進</p> <p>和具地区のイセエビ刺し網漁業において、漁業者及び漁協は、網数制限や船の共同使用等による共同操業に継続的に取り組むとともに、他地区への取組の波及に努める。</p> <p>3 漁場環境の改善</p> <p>(1) 漁場造成・保全の推進</p> <p>漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成、築磯造成、魚礁設置、干潟保全等に積極的に協力するとともに、藻場再生のための食害生物の除</p>
--------------	---

去や漁場清掃等に取り組み、漁場の環境改善を推進する。

(2) ICT 技術を用いた藻場管理の推進

漁業者及び漁協は、関係機関と連携し、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査について検討する。

(3) 環境情報の共有による養殖被害軽減の推進

漁業者及び漁協は、漁場環境の変化が生産に影響しやすい藻類・貝類養殖業について、県水産研究所等と連携して漁場環境情報の共有に努め、適切かつ迅速な対応による赤潮や高水温等による被害軽減に取り組む。

(4) 漁場改善計画の遵守

漁業者及び漁協は、持続的養殖生産確保法に基づき策定した漁場改善計画（適正養殖可能数量）を遵守するとともに、未参加地域の計画参加を推進する。

4 漁獲物の品質向上及び未利用・低利用資源の活用

(1) 未利用・低利用資源の活用

漁業者及び漁協は、アカモク等の持続的な活用及び取組地区の拡大に取り組むとともに、カジメ等の未利用・低利用藻類の活用方法について検討する。

(2) 駆除生物の有効利用

漁業者及び漁協は、ウニ類やヒトデ等の駆除した食害生物の堆肥への有効利用について検討する。また、大王種苗センターの陸上水槽を活用して、駆除したウニ類を廃棄農産物で飼育するなど、駆除生物の商品化について検討する。

(3) 藻類の異物除去の徹底

漁業者及び漁協は、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。

5 漁獲物の高付加価値化及び 6 次産業化の推進

(1) 「海女もん」取組の推進

漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランドである「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加することで、取組拡大を目指す。

(2) 漁獲物の高付加価値化

漁業者及び漁協は、市と食品メーカーが連携した地元水産物を活用した缶詰・レトルトパウチ等の商品化に協力する。

(3) 共同加工施設の整備

漁業者及び漁協は、6次産業化を推進するため、海女等が共同で海藻等を加工する共同加工施設の整備について検討する。

6 地元水産物の消費拡大及び漁食普及

(1) 地元水産物の PR

漁業者及び漁協は、イセエビ、アワビをはじめとする地元水産物の消費拡大を図るため、伊勢神宮への奉納、伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物の PR に取り組む。また、解禁や旬の時期においては、情報発信を一層強化する。

(2) 魚食普及の推進

漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するとともに、生産者と生徒との交流会を実施するなど、魚食普及の推進に取り組む。

7 漁観連携の推進

(1) 観光業と連携した体験型漁業の推進

漁業者及び漁協、志摩市は、「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施等、観光業と連携した体験型漁業を推進する。

(2) 日本遺産「海女」ガイドの養成

漁業者及び漁協は、海女の日本遺産認定を契機として、海女についてガイドができる人材の育成のため、講座開催等の日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。

8 漁業を担う人づくり・地域づくり

(1) 研修・交流の推進

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成のため、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。

(2) 啓発活動・視察の受け入れ

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化のため、漁業体験授業の受け入れ等、地域活動や教育・啓発活動を促進する。また、外部視察や社会学習の積極的な受け入れを行う。

(3) 水福連携の推進

漁業者及び漁協は、障がい者の新たな就労の場づくりや、地域全体で漁業を支える仕組みづくりのため、漁船漁業の漁具整備やアオノリ養殖及びカキ養殖の付着物除去等、福祉作業所への作業委託等の推進に取り組む。

	<p>9 水産関連施設の機能再編・整備</p> <p>(1) 地方卸売市場の機能再編・整備</p> <p>漁協は、三重外湾漁業協同組合安乗地方卸売市場、波切地方卸売市場、和具地方卸売市場を流通拠点とする地域内の地方卸売市場について、衛生管理型市場としての統合に向けて検討する。</p> <p>(2) 製氷施設の機能再編・整備</p> <p>漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討する。</p> <p>(3) 共同利用施設の整備</p> <p>漁業者及び漁協は、アオノリの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>10 漁業コスト削減の取組</p> <p>(1) 船底清掃・減速航行の推進</p> <p>漁業者は、定期的な船底清掃や減速航行に努め、燃油使用量の削減に取り組む。</p> <p>(2) 省力・省エネ機器等の導入</p> <p>漁業者は、効率的な操業に資する省力・省エネ機器等の導入に取り組む。</p> <p>(3) 漁業共済・セーフティネットへの加入促進</p> <p>漁協は、漁家経営の安定化を図るため、漁業共済への加入を促進する。また、燃油高騰による漁家経営の圧迫・悪化に備えるため、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業収入安定対策事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国） ・水産業強化支援事業（国） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） ・水産業競争力強化金融支援事業（国） ・漁港機能増進事業（国） ・漁業人材育成総合支援事業（国） ・水産多面的機能揮発対策事業（国） ・食料産業・6次産業化交付金（国） ・渚泊（農泊）推進対策

	<ul style="list-style-type: none"> ・サミットのレガシーを活用した海女漁業活性化事業（県） ・海女漁業の魅力向上事業（県） ・栽培漁業推進事業（県・市） ・県単沿岸漁場整備事業（県・市） ・漁業共済赤潮特約事業（市） ・漁場環境調査事業（市）
--	--

2年目（令和3年度）基準年より漁業所得3.5%向上

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1 効果的な種苗放流の推進</p> <p>（1）種苗放流及び小型魚の再放流</p> <p>漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流及び小型魚の再放流に継続的に取り組む。</p> <p>（2）放流効果を高める取組</p> <p>漁業者及び漁協は、県水産研究所が作成した「アワビ種苗放流マニュアル」の活用を徹底するとともに、漁業者自らがアワビ種苗の中間育成を行うことで、放流効果の向上に努める。また、県が設置したコンクリート板造成漁場におけるアワビ種苗放流試験に協力する。</p> <p>安乗地区において、漁業者及び漁協は、県や市と連携し、クルマエビの夜間放流に継続的に取り組む。</p> <p>2 資源管理型漁業の推進</p> <p>（1）資源管理型漁業の推進</p> <p>漁業者及び漁協は、三重県資源管理指針に基づき策定した海女漁業、刺し網漁業、定置網漁業、中型まき網漁業の資源管理計画（漁獲物規制、操業区域規制、定期休漁等）を遵守するとともに、未策定地域での計画策定に取り組むほか、自主的な漁業種類間協議に基づく調整事項を遵守し、操業ルールの徹底を推進する。また、県水産研究所が実施する資源評価に対して協力する。</p> <p>（2）自主的な漁業管理の推進</p> <p>和具地区のイセエビ刺し網漁業において、漁業者及び漁協は、網数制限や船の共同使用等による共同操業に継続的に取り組むとともに、他地区への取組の波及に努める。</p> <p>3 漁場環境の改善</p> <p>（1）漁場造成・保全の推進</p>
---------------------	---

漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成、築磯造成、魚礁設置、干潟保全等に積極的に協力するとともに、藻場再生のための食害生物の除去や漁場清掃等に取り組み、漁場の環境改善を推進する。

(2) ICT 技術を用いた藻場管理の推進

漁業者及び漁協は、関係機関と連携し、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査を実施する。

(3) 環境情報の共有による養殖被害軽減の推進

漁業者及び漁協は、漁場環境の変化が生産に影響しやすい藻類・貝類養殖業について、県水産研究所等と連携して漁場環境情報の共有に努め、適切かつ迅速な対応による赤潮や高水温等による被害軽減に取り組む。

(4) 漁場改善計画の遵守

漁業者及び漁協は、持続的養殖生産確保法に基づき策定した漁場改善計画（適正養殖可能数量）を遵守するとともに、未参加地域の計画参加を推進する。

4 漁獲物の品質向上及び未利用・低利用資源の活用

(1) 未利用・低利用資源の活用

漁業者及び漁協は、アカモク等の持続的な活用及び取組地区の拡大に取り組むとともに、カジメ等の未利用・低利用藻類の活用方法について検討する。

(2) 駆除生物の有効利用

漁業者及び漁協は、ウニ類やヒトデ等の駆除した食害生物の堆肥への有効利用について検討する。また、大王種苗センターの陸上水槽を活用して、駆除したウニ類を廃棄農産物で飼育するなど、駆除生物の商品化について検討する。

(3) 藻類の異物除去の徹底

漁業者及び漁協は、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。

5 漁獲物の高付加価値化及び 6 次産業化の推進

(1) 「海女もん」取組の推進

漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランドである「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加することで、取組拡大を目指す。

(2) 漁獲物の高付加価値化

漁業者及び漁協は、市と食品メーカーが連携した地元水産物を活用した

缶詰・レトルトパウチ等の商品化に協力する。

(3) 共同加工施設の整備

漁業者及び漁協は、6次産業化を推進するため、海女等が共同で海藻等を加工する共同加工施設の整備について検討する。

6 地元水産物の消費拡大及び漁食普及

(1) 地元水産物の PR

漁業者及び漁協は、イセエビ、アワビをはじめとする地元水産物の消費拡大を図るため、伊勢神宮への奉納、伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物の PR に取り組む。また、解禁や旬の時期においては、情報発信を一層強化する。

(2) 魚食普及の推進

漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するとともに、生産者と生徒との交流会を実施するなど、魚食普及の推進に取り組む。

7 漁観連携の推進

(1) 観光業と連携した体験型漁業の推進

漁業者及び漁協、志摩市は、「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施等、観光業と連携した体験型漁業を推進する。

(2) 日本遺産「海女」ガイドの養成

漁業者及び漁協は、海女の日本遺産認定を契機として、海女についてガイドができる人材の育成のため、講座開催等の日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。

8 漁業を担う人づくり・地域づくり

(1) 研修・交流の推進

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成のため、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。

(2) 啓発活動・視察の受け入れ

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化のため、漁業体験授業の受け入れ等、地域活動や教育・啓発活動を促進する。また、外部視察や社会学習の積極的な受け入れを行う。

(3) 水福連携の推進

漁業者及び漁協は、障がい者の新たな就労の場づくりや、地域全体で漁

	<p>業を支える仕組みづくりのため、漁船漁業の漁具整備やアオノリ養殖及びカキ養殖の付着物除去等、福祉作業所への作業委託等の推進に取り組む。</p> <p>9 水産関連施設の機能再編・整備</p> <p>(1) 地方卸売市場の機能再編・整備</p> <p>漁協は、三重外湾漁業協同組合安乗地方卸売市場、波切地方卸売市場、和具地方卸売市場を流通拠点とする地域内の地方卸売市場について、衛生管理型市場としての統合に向けて検討する。</p> <p>(2) 製氷施設の機能再編・整備</p> <p>漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討する。</p> <p>(3) 共同利用施設の整備</p> <p>漁業者及び漁協は、アオノリの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>10 漁業コスト削減の取組</p> <p>(1) 船底清掃・減速航行の推進</p> <p>漁業者は、定期的な船底清掃や減速航行に努め、燃油使用量の削減に取り組む。</p> <p>(2) 省力・省エネ機器等の導入</p> <p>漁業者は、効率的な操業に資する省力・省エネ機器等の導入に取り組む。</p> <p>(3) 漁業共済・セーフティネットへの加入促進</p> <p>漁協は、漁家経営の安定化を図るため、漁業共済への加入を促進する。また、燃油高騰による漁家経営の圧迫・悪化に備えるため、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業収入安定対策事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国） ・水産業強化支援事業（国） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） ・水産業競争力強化金融支援事業（国） ・漁港機能増進事業（国） ・漁業人材育成総合支援事業（国） ・水産多面的機能揮発対策事業（国）

	<ul style="list-style-type: none"> ・食料産業・6次産業化交付金（国） ・渚泊（農泊）推進対策 ・サミットのレガシーを活用した海女漁業活性化事業（県） ・海女漁業の魅力向上事業（県） ・栽培漁業推進事業（県・市） ・県単沿岸漁場整備事業（県・市） ・漁業共済赤潮特約事業（市） ・漁場環境調査事業（市）
--	--

3年目（令和4年度）基準年より漁業所得5.6%向上

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1 効果的な種苗放流の推進</p> <p>（1）種苗放流及び小型魚の再放流</p> <p>漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流及び小型魚の再放流に継続的に取り組む。</p> <p>（2）放流効果を高める取組</p> <p>漁業者及び漁協は、県水産研究所が作成した「アワビ種苗放流マニュアル」の活用を徹底するとともに、漁業者自らがアワビ種苗の中間育成を行うことで、放流効果の向上に努める。また、県が設置したコンクリート板造成漁場におけるアワビ種苗放流試験に協力する。</p> <p>安乗地区において、漁業者及び漁協は、県や市と連携し、クルマエビの夜間放流に継続的に取り組む。</p> <p>2 資源管理型漁業の推進</p> <p>（1）資源管理型漁業の推進</p> <p>漁業者及び漁協は、三重県資源管理指針に基づき策定した海女漁業、刺し網漁業、定置網漁業、中型まき網漁業の資源管理計画（漁獲物規制、操業区域規制、定期休漁等）を遵守するとともに、未策定地域での計画策定に取り組むほか、自主的な漁業種類間協議に基づく調整事項を遵守し、操業ルールの徹底を推進する。また、県水産研究所が実施する資源評価に対して協力する。</p> <p>（2）自主的な漁業管理の推進</p> <p>和具地区のイセエビ刺し網漁業において、漁業者及び漁協は、網数制限や船の共同使用等による共同操業に継続的に取り組むとともに、他地区への取組の波及に努める。</p>
---------------------	---

3 漁場環境の改善

(1) 漁場造成・保全の推進

漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成、築磯造成、魚礁設置、干潟保全等に積極的に協力するとともに、藻場再生のための食害生物の除去や漁場清掃等に取り組み、漁場の環境改善を推進する。

(2) ICT 技術を用いた藻場管理の推進

漁業者及び漁協は、関係機関と連携し、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査を実施するとともに、調査結果を活用した採藻の漁業管理を推進する。

(3) 環境情報の共有による養殖被害軽減の推進

漁業者及び漁協は、漁場環境の変化が生産に影響しやすい藻類・貝類養殖業について、県水産研究所等と連携して漁場環境情報の共有に努め、適切かつ迅速な対応による赤潮や高水温等による被害軽減に取り組む。

(4) 漁場改善計画の遵守

漁業者及び漁協は、持続的養殖生産確保法に基づき策定した漁場改善計画（適正養殖可能数量）を遵守するとともに、未参加地域の計画参加を推進する。

4 漁獲物の品質向上及び未利用・低利用資源の活用

(1) 未利用・低利用資源の活用

漁業者及び漁協は、アカモク等の持続的な活用及び取組地区の拡大に取り組むとともに、カジメ等の未利用・低利用藻類の活用方法について検討する。

(2) 駆除生物の有効利用

漁業者及び漁協は、ウニ類やヒトデ等の駆除した食害生物の堆肥への有効利用に取り組む。また、大王種苗センターの陸上水槽を活用して、駆除したウニ類を廃棄農産物で飼育して、駆除生物の商品化に取り組む。

(3) 藻類の異物除去の徹底

漁業者及び漁協は、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。

5 漁獲物の高付加価値化及び 6 次産業化の推進

(1) 「海女もん」取組の推進

漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランドである「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加することで、取組拡大を目指す。

(2) 漁獲物の高付加価値化

漁業者及び漁協は、市と食品メーカーが連携した地元水産物を活用した缶詰・レトルトパウチ等の商品化に協力する。

(3) 共同加工施設の整備

漁業者及び漁協は、6次産業化を推進するため、海女等が共同で海藻等を加工する共同加工施設の整備について検討する。

6 地元水産物の消費拡大及び漁食普及

(1) 地元水産物の PR

漁業者及び漁協は、イセエビ、アワビをはじめとする地元水産物の消費拡大を図るため、伊勢神宮への奉納、伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物の PR に取り組む。また、解禁や旬の時期においては、情報発信を一層強化する。

(2) 魚食普及の推進

漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するとともに、生産者と生徒との交流会を実施するなど、魚食普及の推進に取り組む。

7 漁観連携の推進

(1) 観光業と連携した体験型漁業の推進

漁業者及び漁協、志摩市は、「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施等、観光業と連携した体験型漁業を推進する。

(2) 日本遺産「海女」ガイドの養成

漁業者及び漁協は、海女の日本遺産認定を契機として、海女についてガイドができる人材の育成のため、講座開催等の日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。

8 漁業を担う人づくり・地域づくり

(1) 研修・交流の推進

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成のため、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。

(2) 啓発活動・視察の受け入れ

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化のため、漁業体験授業の受け入れ等、地域活動や教育・啓発活動を促進する。また、外部視察や社会学習の積極的な受け入れを行う。

	<p>(3) 水福連携の推進</p> <p>漁業者及び漁協は、障がい者の新たな就労の場づくりや、地域全体で漁業を支える仕組みづくりのため、漁船漁業の漁具整備やアオノリ養殖及びカキ養殖の付着物除去等、福祉作業所への作業委託等の推進に取り組む。</p> <p>9 水産関連施設の機能再編・整備</p> <p>(1) 地方卸売市場の機能再編・整備</p> <p>漁協は、三重外湾漁業協同組合安乗地方卸売市場、波切地方卸売市場、和具地方卸売市場を流通拠点とする地域内の地方卸売市場について、衛生管理型市場としての統合に向けて検討する。</p> <p>(2) 製氷施設の機能再編・整備</p> <p>漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討する。</p> <p>(3) 共同利用施設の整備</p> <p>漁業者及び漁協は、アオノリの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>10 漁業コスト削減の取組</p> <p>(1) 船底清掃・減速航行の推進</p> <p>漁業者は、定期的な船底清掃や減速航行に努め、燃油使用量の削減に取り組む。</p> <p>(2) 省力・省エネ機器等の導入</p> <p>漁業者は、効率的な操業に資する省力・省エネ機器等の導入に取り組む。</p> <p>(3) 漁業共済・セーフティネットへの加入促進</p> <p>漁協は、漁家経営の安定化を図るため、漁業共済への加入を促進する。また、燃油高騰による漁家経営の圧迫・悪化に備えるため、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業収入安定対策事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国） ・水産業強化支援事業（国） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） ・水産業競争力強化金融支援事業（国） ・漁港機能増進事業（国）

	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業人材育成総合支援事業（国） ・水産多面的機能揮発対策事業（国） ・食料産業・6次産業化交付金（国） ・渚泊（農泊）推進対策 ・サミットのレガシーを活用した海女漁業活性化事業（県） ・海女漁業の魅力向上事業（県） ・栽培漁業推進事業（県・市） ・県単沿岸漁場整備事業（県・市） ・漁業共済赤潮特約事業（市） ・漁場環境調査事業（市）
--	---

4年目（令和5年度）基準年より漁業所得7.9%向上

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1 効果的な種苗放流の推進</p> <p>（1）種苗放流及び小型魚の再放流</p> <p>漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流及び小型魚の再放流に継続的に取り組む。</p> <p>（2）放流効果を高める取組</p> <p>漁業者及び漁協は、県水産研究所が作成した「アワビ種苗放流マニュアル」の活用を徹底するとともに、漁業者自らがアワビ種苗の中間育成を行うことで、放流効果の向上に努める。また、県が設置したコンクリート板造成漁場におけるアワビ種苗放流試験に協力する。</p> <p>安乗地区において、漁業者及び漁協は、県や市と連携し、クルマエビの夜間放流に継続的に取り組む。</p> <p>2 資源管理型漁業の推進</p> <p>（1）資源管理型漁業の推進</p> <p>漁業者及び漁協は、三重県資源管理指針に基づき策定した海女漁業、刺し網漁業、定置網漁業、中型まき網漁業の資源管理計画（漁獲物規制、操業区域規制、定期休漁等）を遵守するとともに、未策定地域での計画策定に取り組むほか、自主的な漁業種類間協議に基づく調整事項を遵守し、操業ルールの徹底を推進する。また、県水産研究所が実施する資源評価に対して協力する。</p> <p>（2）自主的な漁業管理の推進</p> <p>和具地区のイセエビ刺し網漁業において、漁業者及び漁協は、網数制限</p>
---------------------	---

や船の共同使用等による共同操業に継続的に取り組むとともに、他地区への取組の波及に努める。

3 漁場環境の改善

(1) 漁場造成・保全の推進

漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成、築磯造成、魚礁設置、干潟保全等に積極的に協力するとともに、藻場再生のための食害生物の除去や漁場清掃等に取り組み、漁場の環境改善を推進する。

(2) ICT 技術を用いた藻場管理の推進

漁業者及び漁協は、関係機関と連携し、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査を実施するとともに、調査結果を活用した採藻の漁業管理を推進する。

(3) 環境情報の共有による養殖被害軽減の推進

漁業者及び漁協は、漁場環境の変化が生産に影響しやすい藻類・貝類養殖業について、県水産研究所等と連携して漁場環境情報の共有に努め、適切かつ迅速な対応による赤潮や高水温等による被害軽減に取り組む。

(4) 漁場改善計画の遵守

漁業者及び漁協は、持続的養殖生産確保法に基づき策定した漁場改善計画（適正養殖可能数量）を遵守するとともに、未参加地域の計画参加を推進する。

4 漁獲物の品質向上及び未利用・低利用資源の活用

(1) 未利用・低利用資源の活用

漁業者及び漁協は、アカモク等の持続的な活用及び取組地区の拡大に取り組むとともに、カジメ等の未利用・低利用藻類の活用方法について検討する。

(2) 駆除生物の有効利用

漁業者及び漁協は、ウニ類やヒトデ等の駆除した食害生物の堆肥への有効利用に取り組む。また、大王種苗センターの陸上水槽を活用して、駆除したウニ類を廃棄農産物で飼育して、駆除生物の商品化に取り組む。

(3) 藻類の異物除去の徹底

漁業者及び漁協は、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。

5 漁獲物の高付加価値化及び 6 次産業化の推進

(1) 「海女もん」取組の推進

漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランドである「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加することで、取組拡大を目指す。

(2) 漁獲物の高付加価値化

漁業者及び漁協は、市と食品メーカーが連携した地元水産物を活用した缶詰・レトルトパウチ等の商品化に協力する。

(3) 共同加工施設の整備

漁業者及び漁協は、6次産業化を推進するため、海女等が共同で海藻等を加工する共同加工施設の整備について検討する。

6 地元水産物の消費拡大及び漁食普及

(1) 地元水産物の PR

漁業者及び漁協は、イセエビ、アワビをはじめとする地元水産物の消費拡大を図るため、伊勢神宮への奉納、伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物の PR に取り組む。また、解禁や旬の時期においては、情報発信を一層強化する。

(2) 魚食普及の推進

漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するとともに、生産者と生徒との交流会を実施するなど、魚食普及の推進に取り組む。

7 漁観連携の推進

(1) 観光業と連携した体験型漁業の推進

漁業者及び漁協、志摩市は、「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施等、観光業と連携した体験型漁業を推進する。

(2) 日本遺産「海女」ガイドの養成

漁業者及び漁協は、海女の日本遺産認定を契機として、海女についてガイドができる人材の育成のため、講座開催等の日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。

8 漁業を担う人づくり・地域づくり

(1) 研修・交流の推進

漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成のため、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。

(2) 啓発活動・視察の受け入れ

	<p>漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化のため、漁業体験授業の受け入れ等、地域活動や教育・啓発活動を促進する。また、外部視察や社会学習の積極的な受け入れを行う。</p> <p>(3) 水福連携の推進</p> <p>漁業者及び漁協は、障がい者の新たな就労の場づくりや、地域全体で漁業を支える仕組みづくりのため、漁船漁業の漁具整備やアオノリ養殖及びカキ養殖の付着物除去等、福祉作業所への作業委託等の推進に取り組む。</p> <p>9 水産関連施設の機能再編・整備</p> <p>(1) 地方卸売市場の機能再編・整備</p> <p>漁協は、三重外湾漁業協同組合安乗地方卸売市場、波切地方卸売市場、和具地方卸売市場を流通拠点とする地域内の地方卸売市場について、衛生管理型市場としての統合に向けて検討するとともに、地元調整及び協議を行う。</p> <p>(2) 製氷施設の機能再編・整備</p> <p>漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討するとともに、地元調整及び協議を行う。</p> <p>(3) 共同利用施設の整備</p> <p>漁業者及び漁協は、アオノリの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討するとともに、地元調整及び協議を行う。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>10 漁業コスト削減の取組</p> <p>(1) 船底清掃・減速航行の推進</p> <p>漁業者は、定期的な船底清掃や減速航行に努め、燃油使用量の削減に取り組む。</p> <p>(2) 省力・省エネ機器等の導入</p> <p>漁業者は、効率的な操業に資する省力・省エネ機器等の導入に取り組む。</p> <p>(3) 漁業共済・セーフティネットへの加入促進</p> <p>漁協は、漁家経営の安定化を図るため、漁業共済への加入を促進する。また、燃油高騰による漁家経営の圧迫・悪化に備えるため、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業収入安定対策事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国） ・水産業強化支援事業（国） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）

	<ul style="list-style-type: none"> ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） ・水産業競争力強化金融支援事業（国） ・漁港機能増進事業（国） ・漁業人材育成総合支援事業（国） ・水産多面的機能揮発対策事業（国） ・食料産業・6次産業化交付金（国） ・渚泊（農泊）推進対策 ・サミットのレガシーを活用した海女漁業活性化事業（県） ・海女漁業の魅力向上事業（県） ・栽培漁業推進事業（県・市） ・県単沿岸漁場整備事業（県・市） ・漁業共済赤潮特約事業（市） ・漁場環境調査事業（市）
--	--

5年目（令和6年度）基準年より漁業所得 10.2%向上

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>1 効果的な種苗放流の推進</p> <p>（1）種苗放流及び小型魚の再放流</p> <p>漁業者及び漁協は、県や市と連携し、アワビ、サザエ、カサゴ、ヒラメ、マダイ、トラフグ、イセエビ、クルマエビ等の種苗放流及び小型魚の再放流に継続的に取り組む。</p> <p>（2）放流効果を高める取組</p> <p>漁業者及び漁協は、県水産研究所が作成した「アワビ種苗放流マニュアル」の活用を徹底するとともに、漁業者自らがアワビ種苗の中間育成を行うことで、放流効果の向上に努める。また、県が設置したコンクリート板造成漁場におけるアワビ種苗放流試験に協力する。</p> <p>安乗地区において、漁業者及び漁協は、県や市と連携し、クルマエビの夜間放流に継続的に取り組む。</p> <p>2 資源管理型漁業の推進</p> <p>（1）資源管理型漁業の推進</p> <p>漁業者及び漁協は、三重県資源管理指針に基づき策定した海女漁業、刺し網漁業、定置網漁業、中型まき網漁業の資源管理計画（漁獲物規制、操業区域規制、定期休漁等）を遵守するとともに、未策定地域での計画策定に取り組むほか、自主的な漁業種類間協議に基づく調整事項を遵守し、操業ルールの徹底を推進する。また、県水産研究所が実施する資源評価に対</p>
---------------------	---

して協力する。

(2) 自主的な漁業管理の推進

和具地区のイセエビ刺し網漁業において、漁業者及び漁協は、網数制限や船の共同使用等による共同操業に継続的に取り組むとともに、他地区への取組の波及に努める。

3 漁場環境の改善

(1) 漁場造成・保全の推進

漁業者及び漁協は、県や市が実施する藻場造成、築磯造成、魚礁設置、干潟保全等に積極的に協力するとともに、藻場再生のための食害生物の除去や漁場清掃等に取り組み、漁場の環境改善を推進する。

(2) ICT 技術を用いた藻場管理の推進

漁業者及び漁協は、関係機関と連携し、ドローン等の ICT 技術を用いた藻場調査を実施するとともに、調査結果を活用した採藻の漁業管理を推進する。

(3) 環境情報の共有による養殖被害軽減の推進

漁業者及び漁協は、漁場環境の変化が生産に影響しやすい藻類・貝類養殖業について、県水産研究所等と連携して漁場環境情報の共有に努め、適切かつ迅速な対応による赤潮や高水温等による被害軽減に取り組む。

(4) 漁場改善計画の遵守

漁業者及び漁協は、持続的養殖生産確保法に基づき策定した漁場改善計画（適正養殖可能数量）を遵守するとともに、未参加地域の計画参加を推進する。

4 漁獲物の品質向上及び未利用・低利用資源の活用

(1) 未利用・低利用資源の活用

漁業者及び漁協は、アカモク等の持続的な活用及び取組地区の拡大に取り組むとともに、カジメ等の未利用・低利用藻類の活用方法について検討する。

(2) 駆除生物の有効利用

漁業者及び漁協は、ウニ類やヒトデ等の駆除した食害生物の堆肥への有効利用に取り組む。また、大王種苗センターの陸上水槽を活用して、駆除したウニ類を廃棄農産物で飼育して、駆除生物の商品化に取り組む。

(3) 藻類の異物除去の徹底

漁業者及び漁協は、海藻類の品質向上のため、出荷前の異物除去の徹底に取り組む。

5 漁獲物の高付加価値化及び6次産業化の推進

(1) 「海女もん」取組の推進

漁業者及び漁協は、海女漁獲物ブランドである「海女もん」の販売拡大を図るとともに、海女振興協議会等が開催する研修会に積極的に参加することで、取組拡大を目指す。

(2) 漁獲物の高付加価値化

漁業者及び漁協は、市と食品メーカーが連携した地元水産物を活用した缶詰・レトルトパウチ等の商品化に協力する。

(3) 共同加工施設の整備

漁業者及び漁協は、6次産業化を推進するため、海女等が共同で海藻等を加工する共同加工施設の整備について検討する。

6 地元水産物の消費拡大及び漁食普及

(1) 地元水産物のPR

漁業者及び漁協は、イセエビ、アワビをはじめとする地元水産物の消費拡大を図るため、伊勢神宮への奉納、伊勢志摩サミットのレガシーや日本農業遺産及び日本遺産の認定による知名度を活かした情報発信、イベント等の開催等による地元水産物のPRに取り組む。また、解禁や旬の時期においては、情報発信を一層強化する。

(2) 魚食普及の推進

漁業者及び漁協は、学校給食への地元水産物の活用を促進するとともに、生産者と生徒との交流会を実施するなど、魚食普及の推進に取り組む。

7 漁観連携の推進

(1) 観光業と連携した体験型漁業の推進

漁業者及び漁協、志摩市は、「伊勢海老刺し網オーナーイベント」の開催、海女小屋体験施設「さとうみ庵」の活用、海女と一緒に潜る「海女漁体験プラン」の実施等、観光業と連携した体験型漁業を推進する。

(2) 日本遺産「海女」ガイドの養成

漁業者及び漁協は、海女の日本遺産認定を契機として、海女についてガイドができる人材の育成のため、講座開催等の日本遺産「海女」ガイドの養成に協力する。

8 漁業を担う人づくり・地域づくり

(1) 研修・交流の推進

	<p>漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成のため、研修会や交流会を通じた知識・技術習得に取り組む。</p> <p>(2) 啓発活動・視察の受け入れ</p> <p>漁業者及び漁協は、次世代を担う漁業者の確保・育成及び地域活性化のため、漁業体験授業の受け入れ等、地域活動や教育・啓発活動を促進する。また、外部視察や社会学習の積極的な受け入れを行う。</p> <p>(3) 水福連携の推進</p> <p>漁業者及び漁協は、障がい者の新たな就労の場づくりや、地域全体で漁業を支える仕組みづくりのため、漁船漁業の漁具整備やアオノリ養殖及びカキ養殖の付着物除去等、福祉作業所への作業委託等の推進に取り組む。</p> <p>9 水産関連施設の機能再編・整備</p> <p>(1) 地方卸売市場の機能再編・整備</p> <p>漁協は、三重外湾漁業協同組合安乗地方卸売市場、波切地方卸売市場、和具地方卸売市場を流通拠点とする地域内の地方卸売市場について、衛生管理型市場としての統合に向けて検討するとともに、地元調整及び協議を行う。</p> <p>(2) 製氷施設の機能再編・整備</p> <p>漁協は、地方卸売市場の統合と連動した製氷施設の機能再編・整備について検討するとともに、地元調整及び協議を行う。</p> <p>(3) 共同利用施設の整備</p> <p>漁業者及び漁協は、アオノリの共同化・協業化を推進する共同利用施設の整備について検討するとともに、地元調整及び協議を行う。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>10 漁業コスト削減の取組</p> <p>(1) 船底清掃・減速航行の推進</p> <p>漁業者は、定期的な船底清掃や減速航行に努め、燃油使用量の削減に取り組む。</p> <p>(2) 省力・省エネ機器等の導入</p> <p>漁業者は、効率的な操業に資する省力・省エネ機器等の導入に取り組む。</p> <p>(3) 漁業共済・セーフティネットへの加入促進</p> <p>漁協は、漁家経営の安定化を図るため、漁業共済への加入を促進する。また、燃油高騰による漁家経営の圧迫・悪化に備えるため、漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進する。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業収入安定対策事業（国） ・漁業経営セーフティネット構築事業（国） ・浜の活力再生プラン推進等支援事業（国）

	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業強化支援事業（国） ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国） ・水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国） ・競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国） ・水産業競争力強化緊急施設整備事業（国） ・水産業競争力強化金融支援事業（国） ・漁港機能増進事業（国） ・漁業人材育成総合支援事業（国） ・水産多面的機能揮発対策事業（国） ・食料産業・6次産業化交付金（国） ・渚泊（農泊）推進対策 ・サミットのレガシーを活用した海女漁業活性化事業（県） ・海女漁業の魅力向上事業（県） ・栽培漁業推進事業（県・市） ・県単沿岸漁場整備事業（県・市） ・漁業共済赤潮特約事業（市） ・漁場環境調査事業（市）
--	---

(5) 関係機関との連携

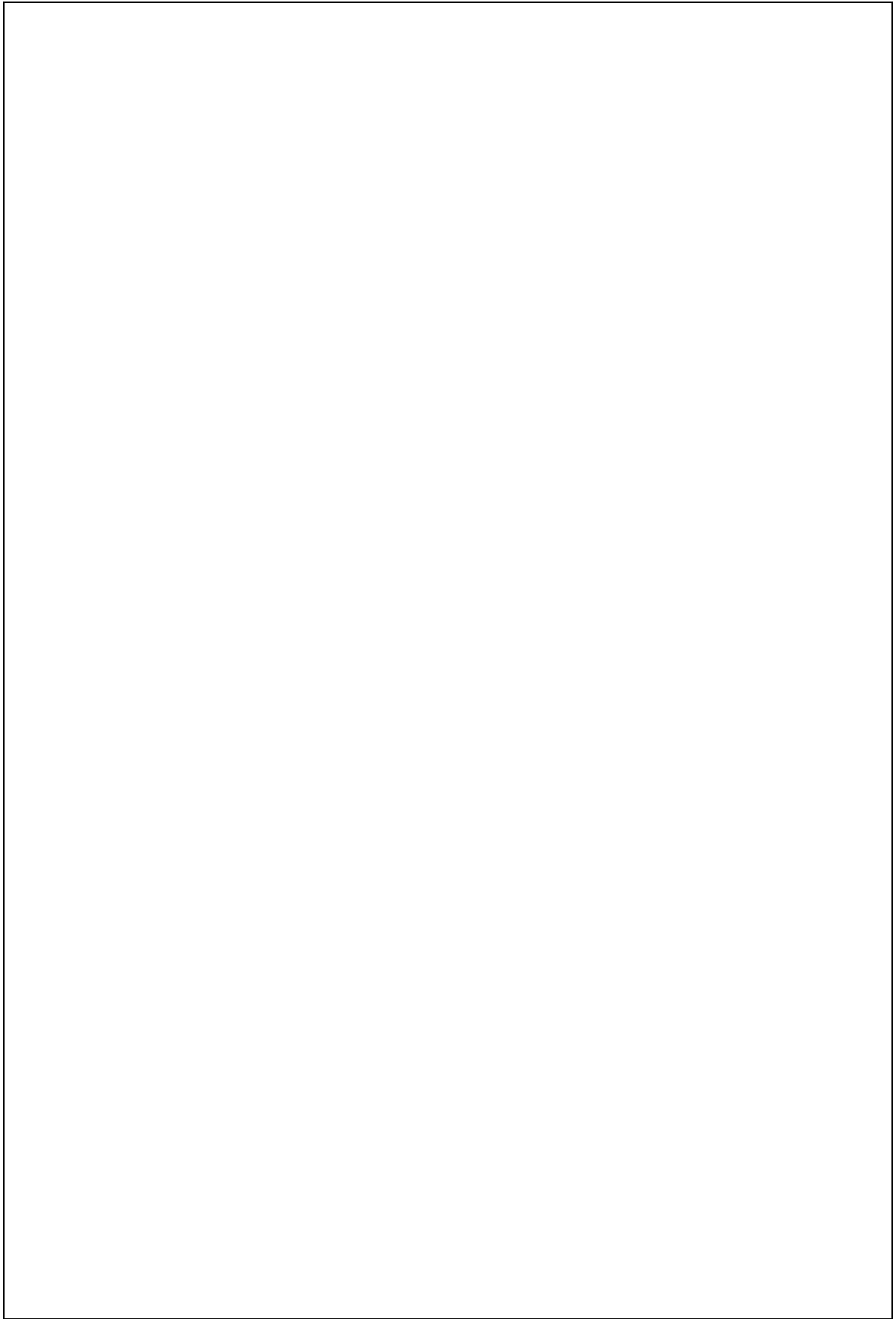
取組の効果が十分発現されるよう、行政（三重県、志摩市）、系統団体（三重県漁連、三重外湾漁業協同組合）、関係団体（海女振興協議会、志摩市観光協会等）との連携を強化するとともに、国の事業を積極的に活用する。

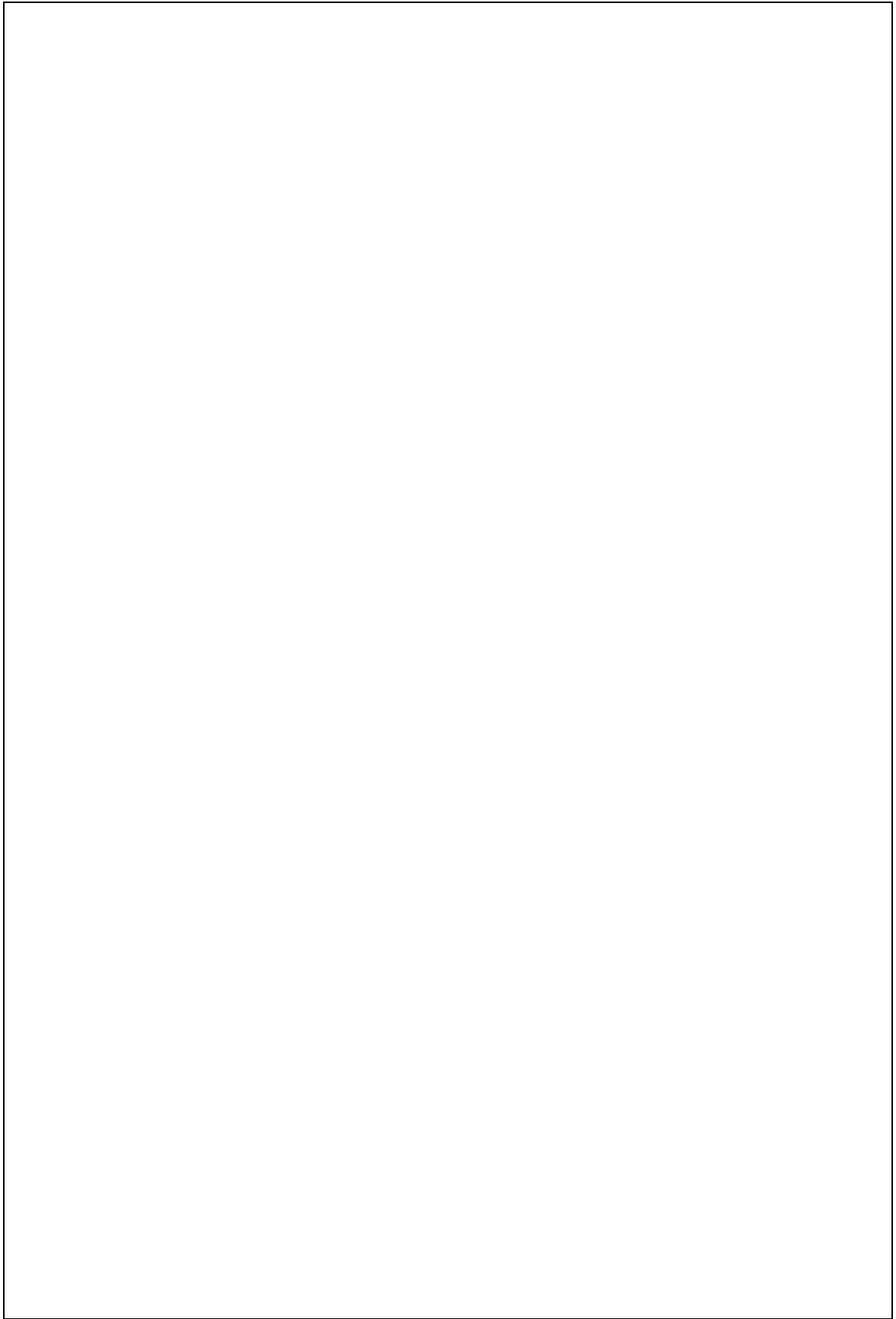
4 目標

(1) 所得目標

漁業所得の向上 10.2%以上	基準年	
	目標年	

(2) 上記の算出方法及びその妥当性





--

(3) 所得目標以外の成果目標

漁業体験型ツアーの参加人数増加 10%以上	基準年	
	目標年	

(4) 上記の算出方法及びその妥当性

1. 基準年 (1) 海女小屋体験施設「さとうみ庵」の利用人数

(3) 海女漁体験ツアーの参加人数

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業収入安定対策事業（国）	漁業共済・積立ぷらすを活用して資源管理及び漁場改善の取組を支援
漁業経営セーフティネット構築事業（国）	燃油高騰による漁業経営の圧迫・悪化の緩和に活用
浜の活力再生プラン推進等支援事業（国）	漁村女性による意欲的な実践活動等に活用
水産業強化支援事業（国）	共同利用施設等の整備に活用
水産業成長産業化沿岸地域創出事業（国）	収益性向上と適切な資源管理の両立のための漁船・漁具等のリース方式による導入に活用
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（国）	中核的漁業者へのリース方式による漁船の導入に活用
競争力強化型機器等導入緊急対策事業（国）	省力化・省コスト化に資する漁業用機器等導入に活用
水産業競争力強化緊急施設整備事業（国）	漁港・水産関係施設の機能再編に必要となる施設整備に活用
水産業競争力強化金融支援事業（国）	漁業用機器等を導入する場合の融資支援に活用
漁港機能増進事業（国）	漁港の施設整備や就労環境の改善に活用

漁業人材育成総合支援事業 (国)	新規就業者の確保・育成に活用
水産多面的機能発揮対策事業 (国)	藻場・干潟の造成及び保全や漁業者による教育・学習等の取組に活用
食料産業・6次産業化交付金 (国)	新商品開発・販路開拓等の6次産業化への取組に活用
渚泊（農泊）推進対策（国）	漁観連携に係る取組に活用
サミットのレガシーを活用した海女漁業活性化事業（県）	海女漁業に関する栽培漁業推進の取組に活用
海女漁業の魅力向上事業（県）	「海女もん」商品の品質向上に係る取組に活用
栽培漁業推進事業（県・市）	栽培漁業に係る種苗入手に活用
県単沿岸漁場整備事業（県・市）	藻場・魚礁等の整備に活用
漁業共済赤潮特約事業（市）	養殖共済の赤潮特約の付帯を支援
漁場環境調査事業（市）	漁場環境の把握に活用